別記様式第３号（規格Ａ４）（第５条関係）

※受付年月日	年　月　日
	群地企第　－　号
※備考	

新　設　届　出　書

令和８年１１月２日

群馬県知事　様

〈 設 置 者 〉
氏名又は名称　株式会社薬王堂
法人代表者氏名　代表取締役　西郷孝一
住　　所　岩手県紫波郡矢巾町医大通二丁目７番７号
電 話 番 号　019-621-5021

大規模小売店舗を新設するので、大規模小売店舗立地法（平成１０年法律第９１号）第５条第１項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

１　大規模小売店舗の名称及び所在地
・名称　　薬王堂大泉寄木戸店
・所在地　　群馬県邑楽郡大泉町大字寄木戸字金塚７３９番６　外

２　大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
（１）大規模小売店舗を設置する者
氏名又は名称　株式会社薬王堂
代表者氏名　　代表取締役　西郷孝一
住所　　岩手県紫波郡矢巾町医大通二丁目７番７号
（２）大規模小売店舗において小売業を行う者
別紙１の小売業者一覧のとおり

３　大規模小売店舗の新設をする日
令和９年７月３日

４　大規模小売店舗の店舗面積の合計
１，２４０㎡

5　大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

（１）駐車場の位置及び収容台数

位置	収容台数	備考	
		駐車場の種類	契約形態
建物北側・東側 （22頁：添付図４）	４６台 （別途、従業員兼用１７台）	建物外平面駐車場 （自走式）	自社
合計	４６台(別途、従業員兼用１７台)		

（２）駐輪場の位置及び収容台数

位置	収容台数
建物東側（22頁：添付図４）	８台
合計	８台

（３）荷さばき施設の位置及び面積

位置	面積
建物北側（22頁：添付図４）	４０㎡
合計	４０㎡

（４）廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置	容量
建物内北側（22頁：添付図４）	３．９０㎥
合計	３．９０㎥

6　大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

（１）大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

別紙１小売業者一覧のとおり

（２）来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場の位置	駐車時間帯
建物北側・東側（22頁：添付図４）	午前７時３０分から午後１０時３０分まで

（３）駐車場の自動車の出入口の数及び位置

駐車場の位置	自動車の出入口	
	数	位置
敷地東側（22頁：添付図４）	１箇所	A
合計	１箇所	

（４）荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設の位置	荷さばき時間帯
建物北側（22頁：添付図４）	午前６時から午後９まで

7　添付書類（法第５条第２項、省令第４条第１項）

（１）法人にあってはその現在事項全部証明書、個人にあってはその住民票の写し

現在事項全部証明書

株式会社薬王堂（別添のとおり）

（２）主として販売する物品の種類

別紙１の小売業者一覧に記載（7 頁）

（３）建物の位置及びその建物内の小売業を行うための店舗の用に供される部分の配置を示す図面

・建物の位置を示す図面　　添付図４（22 頁）のとおり

・店舗部分の配置を示す図面　　添付図５（23 頁）のとおり

（４）必要な駐車場の収容台数を算出するための来客の自動車の台数等の予測の結果及びその算出根拠

①必要な駐車台数　　Ａ×Ｓ×0.144×Ｃ÷Ｄ×Ｅ＝ 46 台（α）

②算出根拠

計　算　式　の　項　目		算　出　等　の　根　拠
地　　区	~~商業地区~~・その他地区	用途地域（第二種中高層住居専用地域・準住居地域）
Ｓ：店舗面積	1,240千㎡	
Ａ：店舗面積当たり日来客数原単位	1,062.80人／千㎡	人口40万人未満店舗面積5,000㎡未満 1,100-30S
Ｃ：自動車分担率	80％	人口10万人未満 その他地区
Ｄ：平均乗車人員	2.0人／台	店舗面積10,000㎡未満
Ｅ：平均駐車時間係数	0.61	店舗面積10,000㎡未満・(30+5.5S)/60

③小売店舗以外の施設が併設されている場合の必要駐車台数の算出方法

ア　小売店舗と併設施設において個々に必要駐車台数を算出する方法

（ⅰ）併設施設を単独利用したものとみなし、利用者数や施設稼働率等から算出した併設施設の必要駐車台数（β）を（α）に加算した台数が、全体の必要駐車台数となる。

該当なし

イ　小売店舗に併設施設を含めて必要駐車台数を算出する方法

（ⅰ）小売店舗利用者とは独立して考えられるような併設施設の場合は、当該併設施設のための必要駐車台数（β）を（α）に加算した台数が、全体の必要駐車台数となる。

該当なし

（ⅱ）小売店舗の集客に影響を与える蓋然性を有する併設施設の場合で、当該併設施設の事業用面積（施設部分を除く）が大規模小売店舗の店舗面積の２割以下であるときは、必要駐車台数はα台となる。

該当なし

（ⅲ）小売店舗の集客に影響を与える蓋然性を有する併設施設の場合で、当該併設施設の事業用面積（施設部分を除く）が大規模小売店舗の店舗面積の２割を超える場合は、参考までに試算すると、小売店舗の必要駐車台数の算出式により算出された「必要駐車台数」に併設施設の割合に応じ、下記に示す比率を乗じた必要駐車台数を整備することが最低限の目安となる。

該当なし

（ⅳ）小売店舗以上の集客力を有する併設施設（アミューズメント施設や博覧会施設等）と一体となっている場合は、主たる施設についての必要駐車台数の根拠等を基に小売店舗の必要駐車台数を算出する。

該当なし

④特別の事情の説明

特別の事情により、法第４条の指針に掲げられた表に示す値又は上記算出式によることが適当でないと届出者において判断する場合は、次の特別事情の説明書を提出すること。

該当なし

（５）駐車場の自動車の出入口の形式又は来客の自動車の方向別台数の予測の結果等駐車場の自動車の出入口の数及び位置を設定するために必要な事項

・大規模小売店舗の施設周辺の見取り図上等に方面別自動車来台数の予測値等を記載したもの及び算出根拠

別紙２のとおり（8頁）

（６）来客の自動車を駐車場に案内する経路及び方法

・大規模小売店舗の施設周辺の見取り図上等に方面別の来客について設定する案内経路を記載したもの（主な案内表示、交通整理員の配置等も記載）

別紙３のとおり（9頁）

（７）荷さばき施設において商品の搬出入を行うための自動車の台数及び荷さばきを行う時間帯

位置	時間帯	自動車の台数
建物北側 （22頁：添付図４）	午前６時から午後９時	１時間あたり約１台

【荷さばき施設】

時間帯			搬入車両 ４ｔ 作業時間 （20分）
6:00	～	7:00	1
7:00	～	8:00	
8:00	～	9:00	1
9:00	～	10:00	
10:00	～	11:00	1
11:00	～	12:00	
12:00	～	13:00	1
13:00	～	14:00	
14:00	～	15:00	1
15:00	～	16:00	
16:00	～	17:00	1
17:00	～	18:00	
18:00	～	19:00	
19:00	～	20:00	
20:00	～	21:00	
合計			6

■表中には、平均的な荷さばき時間帯を示した

（８）遮音壁を設置する場合にあっては、その位置及び高さを示す図面

遮音壁の位置及び高さを示す図面

遮音壁設置なし

（９）冷却塔、冷暖房設備の室外機又は送風機を設置する場合にあっては、それらの稼働時間及び位置を示す図面

① 冷却塔等を設置する位置を示す配置図

添付図６（24 頁）のとおり

② 稼働予定時間帯

設　備　名	図 面 上 の 位 置	稼 働 時 間 帯
№1：給排気口1	添付図６(24頁)	７時３０分から２２時まで
№2～7：空調室外機1～6		７時３０分から２２時まで
№8～9：冷凍室外機1～2		２４時間
№10：キュービクル		２４時間

（１０）平均的な状況を呈する日における等価騒音レベルの予測の結果及びその算出根拠

別紙４のとおり（10 頁）

（１１）夜間において、大規模小売店舗の施設の運営に伴い騒音が発生することが見込まれる場合にあっては、その騒音の発生源ごとの騒音レベルの最大値の予測の結果及びその算出根拠

別紙５のとおり（11 頁）

（１２）必要な廃棄物等の保管施設の容量を算出するための廃棄物等の排出量等の予測の結果及びその算出根拠

別紙６のとおり（12 頁）

（１３）要綱に基づく附属書類（要綱第５条第２項）

① 生活環境圏の設定図（添付図１：19 頁）
② 周辺図及び住宅地図（添付図２：20 頁）
③ 用途地域図（添付図３：21 頁）
④ 建物配置図（添付図４：22 頁）
⑤ 求積図及び求積表（添付図５：23 頁）
⑥ 騒音発生源位置図（添付図６：24 頁）
⑦ 建物立面図（添付図７～８：25～26 頁）
⑧ 来客分布範囲図・ゾーン分割図（添付図９：27 頁）
⑨ 来退店経路図（添付図１０：28 頁）
⑩ 法第４条に基づく大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針に係る対応状況確認書

別紙１

小売業者一覧

小売業者名	代表者氏名	所在地	主要販売品	店舗面積	開店時刻	閉店時刻
株式会社 薬王堂	代表取締役 西郷孝一	岩手県紫波郡矢巾町 医大通二丁目７番７号	医薬品、化粧品、雑貨、日用品、食品等	1,240㎡	午前8時	午後10時

Ａ：上記面積の合計　1,240 ㎡

Ｂ：共用面積　0 ㎡

Ｃ：店舗面積（Ａ＋Ｂ）　1,240 ㎡

別紙２

○駐車場の自動車の出入口の形式又は来客の自動車の方向別台数の予測の結果等駐車場の自動車の出入口の数及び位置を設定するために必要な事項

・大規模小売店舗の施設周辺の見取り図上等に方面別自動車来台数の予測値等を記載したもの及び算出根拠

添付図９（27 頁）のとおり

①年間の平均的な休祭日のピーク１時間に予想される来客等の自動車の方向別台数の予測結果

（方面別）

予測来台数合計	Ａゾーン	Ｂゾーン	Ｃゾーン	Ｄゾーン
76 台	20 台	33 台	3 台	20 台
比率（100％）	26.84％	42.94％	3.48％	26.74％

（駐車場出入口別）

	自動車の出入口	
	出入口Ａ	合計
予測来台数(台)	76台	76台
分担比率(％)	100％	100％
入庫処理能力(台)		
算出のための計算式	自走式の発券なし	
駐車待ちスペース(ｍ)	5ｍ	
指針に基づく必要な駐車待ちスペース(ｍ)		
算出のための計算式	自走式の発券なし	

②方向別台数の予測のための算出根拠

・想定商圏世帯数（方面別ごとの世帯数及び比率）

商圏世帯数合計	Ａゾーン	Ｂゾーン	Ｃゾーン	Ｄゾーン
13,389 世帯	3,594 世帯	5,749 世帯	466 世帯	3,580 世帯
比率（100％）	26.84％	42.94％	3.48％	26.74％

別紙３

○来客の自動車を駐車場に案内する経路及び方法

・大規模小売店舗の施設周辺の見取り図上等に方面別の来客について設定する案内経路を記載したもの（主な案内表示、交通整理員の配置等も記載）
添付図４（22 頁）のとおり

①案内経路

添付図１０（28頁）のとおり

②案内方法

項目	具体的内容
案内表示（看板等）の設置	・駐車場出入口付近に「広告塔」の設置による案内等 ・駐車場出入口付近にサイン設置による案内
交通整理員の配置	・開店時や繁忙期等の混雑が予想される日には必要に応じて駐車場出入口及び場内通路に交通整理員を配置
混雑時間帯や経路等に関する情報提供	・混雑時間帯や経路など来店予定客より問い合わせがある際に情報提供を行う

別紙４

○平均的な状況を呈する日における等価騒音レベルの予測結果とその算出根拠

【昼間の等価騒音レベルの予測結果】

地点No.	位置	予測地点状況（ｶｯｺ内は現況）	選定理由（影響が大きい騒音源）	用途地域（地域の類型）【環境基準】	騒音予測結果（dB）	【評価】判定○･･･基準以下 判定×･･･基準超過	
						判定	評価内容
Ａ１	西	住居立地可能地点（農地）	設備機器	第二種中高層住居専用（A類型）【55dB】	53.7	○	周辺生活環境への影響小
Ａ２	北	住居立地可能地点（飲食店）	車両	準住居（B類型）【55dB】	48.8	○	周辺生活環境への影響小
Ａ３	東	住居立地可能地点（工場）	車両	工業（C類型）【60dB】	40.8	○	周辺生活環境への影響小
Ａ４	南	住居立地地点（住居）	設備機器	第二種中高層住居専用（A類型）【55dB】	48.4	○	周辺生活環境への影響小

※予測地点ごとの詳細及び算出根拠は、添付資料「騒音予測結果」（騒音-13～16頁）のとおり

【夜間の等価騒音レベルの予測結果】

地点No.	位置	予測地点状況（ｶｯｺ内は現況）	選定理由（影響が大きい騒音源）	用途地域（地域の類型）【環境基準】	騒音予測結果（dB）	【評価】判定○･･･基準以下 判定×･･･基準超過	
						判定	評価内容
Ｂ１	西	住居立地可能地点（農地）	設備機器	第二種中高層住居専用（A類型）【45dB】	43.1	○	周辺生活環境への影響小
Ｂ２	北	住居立地可能地点（飲食店）	車両	準住居（B類型）【45dB】	36.5	○	周辺生活環境への影響小
Ｂ３	東	住居立地可能地点（工場）	車両	工業（C類型）【50dB】	28.5	○	周辺生活環境への影響小
Ｂ４	南	住居立地地点（住居）	設備機器	第二種中高層住居専用（A類型）【45dB】	37.3	○	周辺生活環境への影響小

※予測地点ごとの詳細及び算出根拠は、添付資料「騒音予測結果」（騒音-17～20頁）のとおり

○評価

騒音予測の結果、全ての予測地点において基準以下となっていることから、周辺生活環境に与える影響は小さいと考えられます。

なお、苦情等が発生した場合は、住民と協議の上、適切な騒音対策を検討します。

別紙５

○夜間における騒音の予測結果とその算出根拠

【夜間騒音レベル最大値の結果一覧】

地点№ （位置）	予測地点 状況 （現況）	選定理由 （影響が 大きい 騒音源）	用途地域 （区域の区分） 【規制基準】	騒音 予測結果 （dB）	最大値を示す音源	【評価】 判定○･･･基準以下 判定×･･･基準超過	
						判定	評価内容
Ｃ１ （西）	敷地境界 （農地）	設備機器	第二種中高層 住居専用 （第２種区域） 【45dB】	46.3	№7 空調室外機 6	×	C1 で基準超過だが、現況農地であり影響小。また直近の住居立地地点(C4)で基準以下となり影響小
Ｃ２ （北）	敷地境界 （農地）	設備機器	準住居 （第２種区域） 【45dB】	28.3	№7 空調室外機 6	○	周辺生活環境への影響小
Ｃ３ （東）	敷地境界 （道路）	設備機器		27.3	№7 空調室外機 6	○	周辺生活環境への影響小
Ｃ４ （南）	敷地境界 （住居）	設備機器	第二種中高層 住居専用 （第２種区域） 【45dB】	44.0	№2 空調室外機 1	○	周辺生活環境への影響小

※予測地点ごとの詳細及び算出根拠は、添付資料「騒音予測結果」（騒音-21～24 頁）のとおり

○評価

騒音予測の結果、敷地境界において基準超過している地点があるが、現況が農地であり、また直近の住居立地地点において基準以下となっていることから、周辺生活環境に与える影響は小さいと考えられます。

なお、開店後に予測地点（Ｃ１）の隣接地に住居ができた場合、および苦情等が発生した場合は、住民と協議の上、適切な騒音対策を検討します。

別紙６

○必要な廃棄物等の保管施設の容量を算出するための廃棄物等の排出量等の予測の結果及びその算出根拠

【指針の計算式に基づき算出する場合】

■廃棄物等保管施設(店舗面積:1,240㎡)

廃棄物種別	店舗面積当たりの廃棄物等排出量原単位		S:店舗面積	A:1日当たりの廃棄物等の排出予測量(原単位×S)指針値使用	B:廃棄物等の平均保管日数	C:廃棄物等の見かけ比重指針値使用	(A×B÷C)廃棄物等の保管容量
単位	-	(t/千㎡)	(千㎡)	(t)	(日)	(t/㎥)	(㎥)
紙製廃棄物等	6000㎡以下の部分	0.208	1.24000	0.257920	1	0.10	2.579
	6000㎡超の部分	0.011	0.00000	0.000000	1		0.000
金属製廃棄物等	6000㎡以下の部分	0.007	1.24000	0.008680	1	0.15	0.058
	6000㎡超の部分	0.003	0.00000	0.000000	1		0.000
ガラス製廃棄物等	6000㎡以下の部分	0.006	1.24000	0.007440	1	0.30	0.025
	6000㎡超の部分	0.002	0.00000	0.000000	1		0.000
プラスチック製廃棄物等	6000㎡以下の部分	0.020	1.24000	0.024800	1	0.04	0.620
	6000㎡超の部分	0.003	0.00000	0.000000	1		0.000
生ごみ等	6000㎡以下の部分	0.169	1.24000	0.209560	1	0.55	0.381
	6000㎡超の部分	0.020	0.00000	0.000000	1		0.000
その他の可燃性廃棄物等	-	0.054	1.24000	0.066960	1	0.38	0.176
(計画容量)>(必要容量)であり、計画容量は必要容量を満足している。						必要容量	3.839
						計画容量	3.900